要配慮者利用施設について

１　要配慮者利用施設とは

水防法及び土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）において「要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）」と規定されています。

２　要配慮者利用施設の対象について

諏訪市において次に掲げる施設を対象としています。

１）社会福祉施設

**通所入所問わず、対象とする。**

・老人福祉施設・有料老人ホーム・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

・身体障害者社会参加支援施設・障害者支援施設・地域活動支援センター・福祉ホーム

・障害福祉サービス事業の用に供する施設・保護施設・児童福祉施設・障害児通所支援事業の用に供する施設

・児童自立生活援助事業の用に供する施設・放課後児童健全育成事業の用に供する施設

・子育て短期支援事業の用に供する施設・一時預かり事業の用に供する施設・児童相談所

・母子・父子福祉施設・母子健康包括支援センター

２）学校

**幼稚園から高等学校及び高等課程を置く専修学校までとする。**

・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校

・高等専門学校・高等課程を置く専修学校

３）医療施設

**病院及び診療施設とする。**

・病院・診療所・助産所

４）主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

・認可外保育施設

＊１）～４）の施設の建物または敷地が**洪水浸水想定区域**または**土砂災害警戒区域**の中に入る場合について対象とします。

３　対象となった要配慮者利用施設の確認方法について

１）諏訪市地域防災計画資料編

（＊諏訪市ホームページより確認できます。）